

国鉄分割・民営化で不当解雇から38年

2・9 国鉄集会

国鉄1047名解雇撤回！ 控訴審・東京高裁勝利判決へ

「労組なき社会」化攻撃粉碎！ 職場・地域から25春闘を闘おう！

関西生コン支部弾圧粉碎！ 2・26反動判決を許すな！

港合同つぶしの不当解雇を許すな！

中国侵略戦争阻止！ ガザ虐殺・ウクライナ戦争やめろ！



解雇撤回を！
高裁あて署名
新たに開始

プログラム

- 基調報告「戦争と大失業の時代に国鉄闘争の旗を！」 関 道利 (動労千葉委員長)
- 特別報告「東京高裁宛署名運動を全国で」 中村 仁 (動労千葉争議団)、弁護団
- 廃線化・国家改造攻撃粉碎に向けた訴え
- 関西生コン支部弾圧粉碎！ 港合同つぶしの不当解雇を許すな！
- 戒厳令うち破った韓国労働者階級の闘い (ビデオメッセージ)
- 軍事クーデター4年 在日ビルマ人団体

東京地裁は昨年11月、国鉄1047名解雇撤回をめぐる裁判において、組合側の請求をすべて却下・棄却する反動判決を出しました。時効・除斥期間を口実にして真実を明らかにすることを拒否し、国家的不当労働行為を隠蔽する、許しがたい反動判決です。

あらためて労働運動の再生と変革をかけて、国鉄闘争全国運動は、控訴審での逆転勝利判決を目指して闘いを再スタートさせます。東京高裁宛での新たな署名運動も展開します。解雇から不当解雇から38年目となる2月9日に国鉄集会を開催します。ぜひご参加ください。



日時 **2025年2月9日(日)**
午後2時～(開場1時15分)
場所 **江戸川区総合文化センター
小ホール** 東京都江戸川区中央4-14-1

JR総武線 新小岩駅南口 徒歩約15分

*新小岩駅南口前都営バス③④番のりば]

[新小22] 葛西駅前ゆき、[新小21] 西葛西駅前ゆき

[江戸川高校前] 下車 徒歩約4分

いまこそ国鉄1047名解雇撤回へ！

高裁署名に全力で取り組もう

国鉄1047名解雇撤回を求める裁判で東京地裁は11月13日、時効を理由に組合側の主張を棄却・却下する反動判決を出してきた。絶対に許すことはできない！新たに開始した高裁署名に全力で取り組み、解雇撤回・JR復帰をかちとろう！

まさに「いま現在の攻防点」に

私たちがあくまで1047名解雇撤回を貫いてきたのは、国鉄分割・民営化で仲間が解雇されたからというだけではない。それが労働運動全体、全労働者への攻撃だったからだ。そして、中曽根首相が「お座敷をきれいにして立派な憲法を安置する」と語った通り、改憲・戦争に向けた攻撃だったからだ。

だが、その中曽根は100歳まで生きて改憲を見ることはできなかった。「改憲」を真正面から掲げた安倍も岸田も実現することはできなかった。そして、石破政権が登場し、野党を取り込んで改憲を強行しようとしている。労働者の生活困窮が限度を超えて進むなか、歯止めが外れたように大軍拡が進められている。「台湾有事」をふりかざした中国侵略戦争の準備が急ピッチで進められている。国鉄闘争は「いま現在の攻防点」だ。東京地裁は法廷を「警備法廷」に急遽変更し、鉄柵を設置し、法廷の内外に多数の廷吏を並べ、はては原告本人と弁護士まで「傍聴券がなければ入れない」という異常な警備体制を敷いてきた。それも、この闘いが「今現在の攻防点」であることを示している。

JRに責任あり！ 隠された真実

東京地裁判決は、この時代に改めて国鉄分割・民営化と国家的不当労働行為、戦後最大の労組解体攻撃を正当化する目的をもって書かれている。

別掲の判決文からの引用を読んでほしい。「仮に」としているが、「JRが採用義務を負うことがあるとしても」とまで書かれている。ここには裁判所でさえ否定しがたい真実があるということだ。

この闘いは、3回目のやり直し裁判だ。当初はJRを相手に解雇撤回を争った。JRは「私たちは国鉄が出した名簿をすべて採用した」「何一つ選別していない」「不当労働行為があっても無関係だ」と繰り返した。労働委員会はJRの不当労働行為責任を認めたが、最高裁は

東京地裁判決文より

「仮に、特定の労働組合の組合員を不当に不利益に扱う目的で、設立委員らの指示による本件不採用基準の策定、それに基づく国鉄による採用候補者名簿の書換え及びその結果としての参加人（JR）による不採用があり、その結果、**参加人（JR）が原告らの採用義務を負うことがあるとしても**、それは、本件不採用に至る一連の不当労働行為の結果にすぎず、上記採用義務の不履行が、現在まで続く継続的な不当労働行為であるとはいえない。」

**→「JRに採用義務がある」こそ事実だ！
時効を口実に逃げることは許さない！**

不当にも「JRに責任なし」とする判決を出した。

そこから、旧国鉄を相手にした裁判闘争が始まる。その過程で私たちは、「動労千葉組合員も当初は採用候補者名簿にのっていた」「直前になって不採用基準が作られ名簿から排除された」「不採用基準の策定を指示・決定したのはJR設立委」であることを暴き出し、それが不当労働行為であることを明確に認定した判決を東京地裁・高裁でかちとった。そして15年6月30日、「不採用基準の策定は不当労働行為」を、10万筆の署名の力を背景に最高裁でも確定させた。

真実を隠し続けたJRを許すな！

隠された真実は暴き出された。1047名解雇の責任はJRにあったのだ。ここから現在の労働委員会一裁判闘争は始まった。

1047名を不当解雇したのがJRである以上、JRには雇用する義務がある。「採用しない」という不当労働行為は今も継続している。しかも、JRは名簿からの排除の過程の真実をすべて知りながら、それを隠して「無関係だ」と主張し続けたのだ。自ら真実を意図的に隠ぺいして「もう時効だ」の一点で逃げ切ろうなど絶対に許されるものではない！

まさに闘いは「勝利まであと一步」だ。今こそ国鉄1047名解雇撤回を！高裁署名を集めきり、裁判闘争勝利まで闘おう！